

千葉県告示第8号

千葉県文化センター設置管理条例（平成元年千葉県条例第6号）第16条第1項の規定により千葉県文化センターの指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年1月7日

千葉市長 神谷 俊一

1 施設の名称

千葉県文化センター

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

公益財団法人千葉県文化振興財団

理事長 宍倉 和美

千葉県中央区中央2丁目5番1号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで